

## 第6章 避難勧告・指示の発令

避難とは、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に収容し、人命保護と避難者の援護を図ることをいう。

### 1 実施責任者

#### (1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。

市長と連絡がとれない場合は、その職務を助役が執行する。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
市長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）	洪水又は高潮のはん濫についての避難の指示	・水防法第22条

#### (2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
市長	災害全般（災害が発生し、または、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認められるとき）	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般（同上の場合においても、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき）	・災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般（同上の場合においても、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき）	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般（同上の場合においても、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないとき）	・災害対策基本法第63条

消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般（災害の現場において、活動確保をする必要があるとき）	・消防法 第28条 第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水、高潮（水防上緊急の必要がある場合）	・水防法 第14条

## 2 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである。

種 別	基 準
避 難 勧 告	1 強い地震（震度4程度以上）を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波警報等の情報の入手ができないとき 2 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断される時 3 異常な水象を知ったとき 4 津波警報が発表されたとき 5 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時
避 難 指 示	1 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時

## 3 避難の勧告の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

### (1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

#### (ア) 信号（サイレン）により伝達する。

津波による避難の勧告、指示は、次の信号による。（洪水による避難を含む。）

サイレン信号		
約1分 ○——	約5秒 休 止	約1分 ○——

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ロ) 同報無線等により伝達する。

(ハ) 広報車により伝達する。

(ニ) 戸別訪問、マイク等により伝達する。

(ホ) 電話により伝達する。

イ 市長等避難の勧告、指示をする者は、おおむね次の内容を明示して実施するものとする。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ロ) 避難対象者

(ハ) 避難路

(ニ) 避難所

(ホ) 移動方法

(ヘ) 避難時の留意事項

(参考) 避難にあたり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

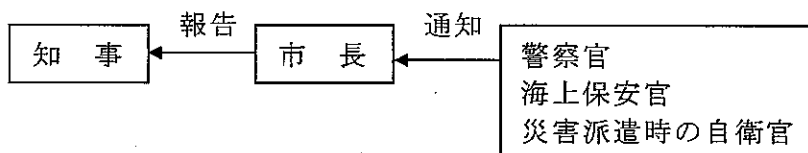
- ・ 戸締り、火気の始末を完全にすること。
- ・ 携帯品は、必要な最小限のものにすること。  
(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)
- ・ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

ウ 広報車等で行う広報文例は、おおむね次の内容とする。

こちらは、八戸市の広報車です。  
○ 時○分、八戸市沿岸に津波警報が発令されました。  
八戸市は、○時○分、○○地域に避難勧告を発令しました。  
○○地域の住民の方々は、直ちに○○(学校等)へ避難してください。  
(※津波到達時刻が判明した場合)  
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。  
(繰り返し放送)

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



(ア) 市長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難勧告等を発令した場合
  - ・ 災害等の規模及び状況
  - ・ 避難の勧告又は指示をした日時
  - ・ 勧告又は指示した地域
  - ・ 対象世帯数及び人員
  - ・ 避難所開設予定箇所数
- b 避難勧告等を解除した場合
  - ・ 避難の勧告又は指示を解除した日時

(イ) 警察官又は海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(ロ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を八戸警察署長に通知するものとする。

(ハ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を八戸警察署長に通知するものとする。

イ 避難の勧告又は指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力するものとする。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通知するものとする。

#### 4 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等

(1) 原則的な避難形態

ア 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所になるべく一定地域又は町内(会)ごとにこれを行うものとする。

イ 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努め

るものとする。

(2) 避難誘導方法

- ア 避難の勧告又は指示が出された場合は、警察署及び消防署並びに消防団は市と協力して、あらかじめ指定された避難所に住民を誘導する。
- イ 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、縄張り等をするほか、誘導員を配置して引き連れ法、指差し法のいずれか、あるいは併用により誘導し、事故防止に努める。特に、夜間の場合は照明等によって誘導の安全を確保する。
- ウ 浸水地域においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を使用し避難誘導の適正を期するものとする。
- エ 介添えを要する者がいるとき、又は避難所が遠い場合には状況に応じて車両等により移送する。
- オ 高齢者、幼児、傷病者、婦女子等は、早めに避難させる。

(3) 避難誘導に関する協力

- ア 市長は、地域住民の安全避難を促進するため、必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施する。
- イ 防災関係機関は、避難道路等において地域住民の安全避難に障害となるような事態が発生した場合には、それぞれ関係機関において応急措置をなし、その安全確保に努めるものとする。
- ウ 自主防災組織及び町内会等においては、地域住民の集団避難を促進し、市及び防災関係機関の活動の協力を努めるものとする。